

- ※1 例えば、交付決定日の属する年中に助成金等の確定通知を受けていない場合には、返還を要しないことがその年の12月31日までに確定していませんので、交付決定日の属する年分において固定資産の取得価額を減額することはできません。
- ※2 中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例（租税特別措置法28の2）における取得価額の要件（30万円未満）の判定においても、この控除後の金額によります。

〔参考〕

- 具体的な税務処理については、以下の資料をご参考ください。  
新型コロナウイルス感染症の影響に関連して交付される特定の経費を補填するための助成金等の税務処理について（具体例）
- タックスアンサー（所得税）「No. 2202 国庫補助金等を受け取ったとき」  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2202.htm>

**（参考）1 新型コロナウイルス感染症等の影響に関連して国等から支給される主な助成金等の課税関係（例示）**

**○非課税対象となるもの**

<b>【支給の根拠となる法律が非課税の根拠となるもの】</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（雇用保険臨時特例法7条）</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対応休業給付金（雇用保険臨時特例法7条）</li> </ul>
<b>【新型コロナ税特法が非課税の根拠となるもの】</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別定額給付金（新型コロナ税特法4条1項1号）</li> <li>・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（新型コロナ税特法4条1項1号）</li> <li>・子育て世帯への臨時特別給付金（新型コロナ税特法4条1項2号）</li> </ul>
<b>【所得税法が非課税の根拠となるもの】</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○学資として支給される金品（所得税法9条1項15号） <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生支援緊急給付金</li> </ul> </li> <li>○心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金（所得税法9条1項18号） <ul style="list-style-type: none"> <li>・低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金</li> <li>・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金</li> <li>・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置における割引券</li> <li>・東京都のベビーシッター利用支援事業の特例措置における助成</li> </ul> </li> </ul>

- ※ 民間金融機関による実質無利子・無担保融資制度において、信用保証協会に支払う保証料の全額を国が支払うこととなる場合には、個人が支払う保証料はなく、特段の課税関係は生じません（問7-3参照）。

## ○課税対象となるもの

助成金等の種類	収入計上時期
<b>【事業所得等に区分されるもの】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持続化給付金（事業所得者向け）</li> <li>・ 東京都の感染拡大防止協力金</li> <li>・ 中小法人・個人事業者のための一時支援金・月次支援金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支給決定時</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雇用調整助成金</li> <li>・ 小学校休業等対応助成金（支援金）</li> <li>・ 家賃支援給付金</li> <li>・ 小規模事業者持続化補助金</li> <li>・ 農林漁業者への経営継続補助金</li> <li>・ 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業における補助金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支給決定時又は経費発生時（※1～3）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度に係る利子補給金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経費発生時（※4）</li> </ul>
<b>【一時所得に区分されるもの】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持続化給付金（給与所得者向け）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支給決定時</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Go To トラベル事業における給付金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旅行終了時（旅行代金割引相当額）</li> <li>・ クーポン使用時（地域共通クーポン相当額）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Go To イート事業における給付金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ポイント・食事券使用時</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Go To イベント事業における給付金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ポイント・クーポン使用時</li> </ul>
<b>【雑所得に区分されるもの】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持続化給付金（雑所得者向け）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支給決定時</li> </ul>

※1 「経費発生時」とは、助成金等の支給対象となる経費を支出した時に収入計上するものです。

※2 助成金等による補填を前提としてあらかじめ所定の手続を済ませている場合には、その収入計上時期はその経費が発生した日（経費発生時）の属する年分となります（所得税基本通達 36・37 共-48）。

※3 これらの助成金等の交付目的に適合した固定資産の取得等をした場合（その助成金等の返還を要しないことがその年の12月31日までに確定した場合に限ります。）において、一定の要件を満たすときには、その固定資産の取得等に充てた部分の金額に相当する金額を総収入金額に算入しない（総収入金額不算入）こととされています（所得税法 42 条）。

（注）いわゆる現金主義（所得税法 67 条）や措置法差額（租税特別措置法 26 条）の適用を受ける方なども対象です。

※4 この特別利子補給制度については、事前に最長3年分の利子相当額の交付を受けるものの、交付を受けた時点では収入として確定せず、支払利子の発生に応じてその発生する支払利子相当額の収入が確定し、無利子化される性質のものと考えられることを踏まえた取扱いです（問 7-2 参照）。

※5 事業所得等の金額の計算においては、「総収入金額」から「必要経費」を差し引くこととされています。各種給付金等の申請手続きに際して発生した費用（行政書士に対する報酬料金など）は、この必要経費に該当します。

**（参考）2 国等から支給される主な助成金等の課税関係（例示）**

（新型コロナウイルス感染症等の影響に関連して給付されるものを除く。）

**○非課税対象となるもの**

<b>【支給の根拠となる法律が非課税の根拠となるもの】</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用保険の失業等給付（雇用保険法 12 条）</li> <li>・生活保護の保護金品（生活保護法 57 条）</li> <li>・児童（扶養）手当（児童手当法 16 条、児童扶養手当法 25 条）</li> <li>・被災者生活再建支援金（被災者生活再建支援法 21 条）</li> </ul>
<b>【租税特別措置法が非課税の根拠となるもの】</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡素な給付措置（臨時福祉給付金）（措置法 41 条の 81 項 1 号）</li> <li>・子育て世帯臨時特例給付金（措置法 41 条の 81 項 2 号）</li> <li>・年金生活者等支援臨時福祉給付金（措置法 41 条の 81 項 3 号）</li> </ul>
<b>【所得税法が非課税の根拠となるもの】</b>
<p>○学資として支給される金品（所得税法 9 条 1 項 15 号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都認証保育所の保育料助成金</li> </ul> <p>○国等から支給される子育て給付金（学資として支給される金品を除く。）（所得税法 9 条 1 項 16 号）（※）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業における割引券</li> <li>・東京都のベビーシッター利用支援事業における助成</li> </ul> <p>※ この非課税措置は令和 3 年度税制改正により創設されました。</p> <p>なお、令和 3 年 1 月 1 日前に交付を受けるものについては、課税対象となる場合があります。</p>

**○課税対象となるもの**

<b>【事業所得等に区分されるもの】</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・肉用牛肥育経営安定特別対策事業による補てん金</li> </ul>
<b>【一時所得に区分されるもの】</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・すまい給付金</li> <li>・地域振興券</li> </ul>